

# 継続的専門研修制度 (CPE制度) の概要

2020年9月7日

# 1. CPE制度のポイント（義務・履修スケジュール）

## CPEの義務について

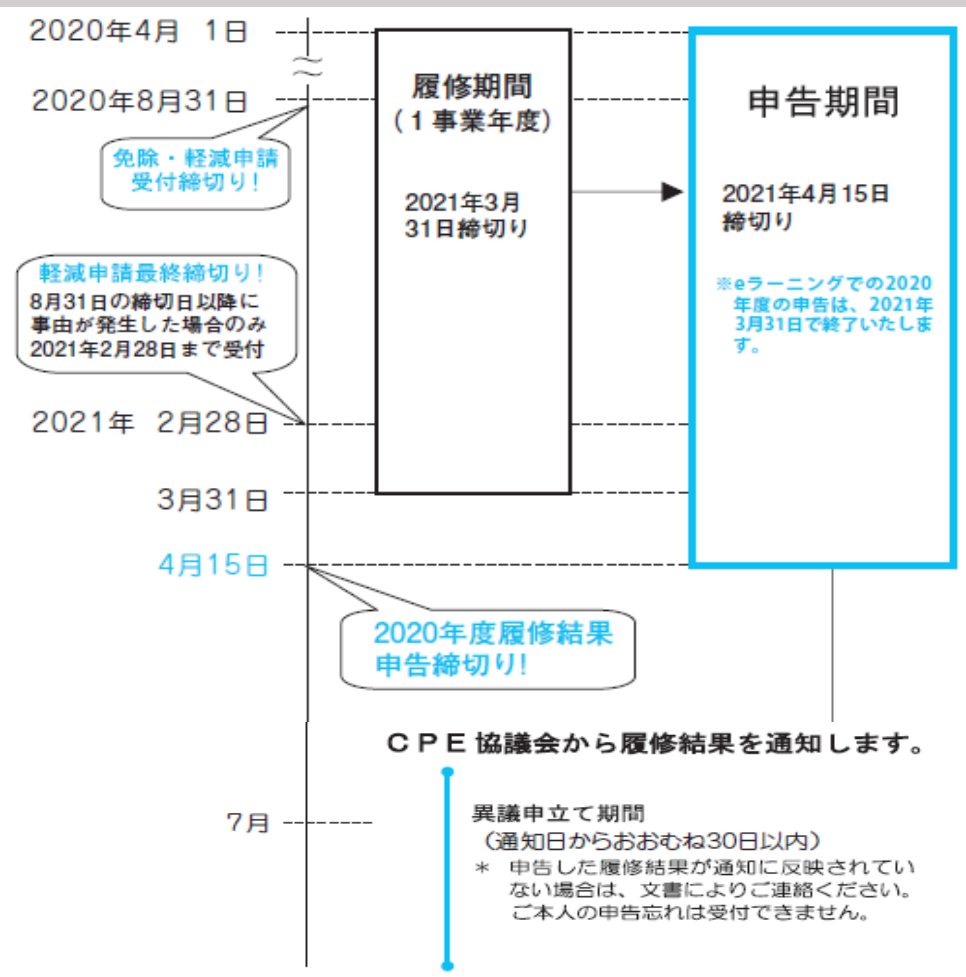
毎事業年度(4月～翌3月)に「必要な単位数」以上の履修と申告が必要です。  
義務履行の判定は毎事業年度行います。

※CPEの事業年度開始日(4月1日)において会員である方はCPEの義務が課されます。

「必要な単位数」とは、次のいずれをも満たす単位数をいいます。(CPE規則第6条第1項)

- ① 当該事業年度を含む直前3事業年度合計120単位
- ② 当該事業年度に最低20単位
- ③ 当該事業年度の必須単位数\*

※全会員(免除の承認を受けた会員を除く)「職業倫理」2単位及び「税務」2単位  
加えて、法定監査業務に従事する会員「監査の品質及び不正リスク対応」6単位



## ●義務達成要件

判定の対象となる事業年度（＝当該事業年度）において、必要な単位数となる以下の3要件を全て満たした場合のみ義務達成となります。①の120単位以上を満たしていても、当該事業年度に履修し申告した単位数が20単位未満の場合や必須単位数を履修し申告していない場合は、義務不履行となります。

### ①当該事業年度を含む直前3事業年度の合計単位数が120単位以上

※2020年度が判定の対象となる事業年度の場合は2018年度から2020年度まで、2021年度が判定の対象となる事業年度の場合は2019年度から2021年度までの各事業年度の履修し申告した単位数の合計が、いずれも120単位以上であることが必要です。判定は、3年ごとではなく毎事業年度行われます。

### ②当該事業年度20単位

※ただし、必要単位数が軽減された場合において、軽減された後の必要単位数が20単位未満のときは、その単位数とする。

### ③当該事業年度必須単位数

※必須単位数は必須研修科目「職業倫理」2単位及び「税務」2単位、加えて法定監査業務従事者においては、「監査の品質及び不正リスク対応」6単位（うち2単位以上は不正事例研究に該当する研修とする）

## ●研修方法

研修方法には、集合研修、自己学習、著者等執筆、研修会等講師の4種類があり集合研修を必ず受けなければならないということはありません。

自己学習のみで40単位まで申告が可能です。また、集合研修と自己学習を組み合わせることも可能です。研修方法は、ご自身のご都合に合わせて自由に選択してください。

## ●申告できる単位数の上限

[自己学習]

- 1事業年度につき自己学習のみで、履修し申告できる単位数は40単位までです。
- 専門図書の読書は、1冊当たり5単位が、履修し申告できる単位数の上限です。
- 委員会等出席は1事業年度につき10単位が、履修し申告できる単位数の上限です。

[著書等執筆]

1事業年度につき著書等執筆で履修し申告できる単位数に上限はありませんが、1冊当たりの上限があります。

- 図書、論文の執筆は、1著書又は1論文当たり10単位が、履修し申告できる単位数の上限です。
  - 答申等の執筆は、1答申当たり5単位を履修し申告できる上限とし、合計で10単位までを履修し申告できます。
- ※集合研修及び研修会講師の申告できる単位数の上限はありません。



## CPE（継続的専門研修）制度

公認会計士としての使命及び職責を全うし、監査業務等の質的向上を図るために、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、会員に対して研修の履修を義務付けており、この研修のことを継続的専門研修（CPE=Continuing Professional Education 以下「CPE」という。）と言います。

会員は、研修会への参加・自己学習・著書等執筆・研修会等の講師を行うことにより、CPEの単位を取得することができます。事業年度開始の日現在会員である者は、当該事業年度を含む直前3事業年度で合計120単位以上の研修を履修するとともに、当該事業年度において20単位以上の研修を履修すること等が求められています。

なお、このCPE義務不履行者に対して、協会は、研修の履修指示、氏名等の公示・公表、監査業務の辞退勧告といった措置や、戒告、会員権停止、退会勧告等の自主規制としての懲戒処分のほか、金融庁長官への行政処分請求を付加することもあります。

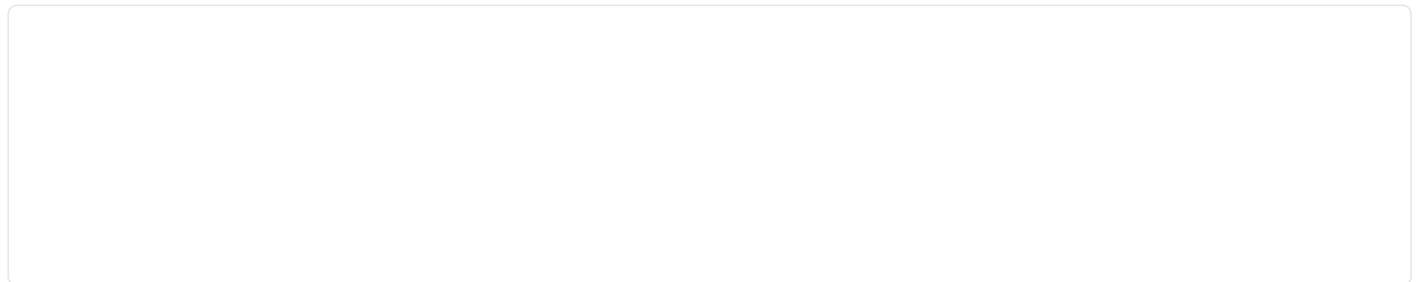
CPEは、会員が行う自己研鑽を協会が支援するという形で、1998年4月から任意参加でスタートし、2002年からは協会の自主規制として会員に対して義務化し、2004年4月からは公認会計士法第28条において法定義務化されております。

また、2006年度から、職業倫理と監査の品質管理の重要性を徹底させるために、全ての会員に「職業倫理に関する研修」を、法定監査業務に従事する会員には更に「監査の品質管理に関する研修」（2013年度からは「監査の品質及び不正リスク対応に関する研修」に研修科目名称変更）をそれぞれ必須化しました。

さらに、業務の多様化など公認会計士業界を取り巻く環境変化に鑑み、会計・監査業務のみならず税務業務に係る知識やスキルも重要であるとの認識から、2014年度から、全ての会員に「税務に関する研修」を必須化しています。

2016年度からは監査強化策の一環として、法定監査業務に従事する会員に対して、「監査の品質及び不正リスク対応」に関する研修科目6単位のうち、2単位以上、不正事例研究に該当する研修を履修しなければならないこととしています。

[> CPE ONLINE（主に会員向け）](#)



### 公認会計士とは



[公認会計士の魅力](#)

[公認会計士について知る](#)

[公認会計士の使命と仕事内容](#)

[公認会計士に関する制度](#)

[— 公認会計士制度](#)

[— 日本の監査制度](#)

[— 日本の会計制度](#)

– 日本のディスクロージャー制度

– 日本の会計・監査制度の歴史

◆ – CPE（継続的専門研修）制度

公認会計士の活躍の場

監査業務の1年

アニメ・ゲームで公認会計士を知る

女性会計士の活躍について

会計監査用語解説集

公認会計士よくある質問Q&A

パンフレット・DVDのご案内

公認会計士を目指す

令和2年（2020年）試験について

公認会計士業務とAIについて

Vision for the Future

発見×公認会計士×ワクワク



[サイトマップ](#) [ご利用条件／著作権について](#) [個人情報保護方針](#) [お問い合わせ](#) [関連サイト一覧](#)



Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants. All rights reserved.